

議案番号	件 名														
提案課名	内 容														
議案第36号	三田市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について														
クリーンセンター	<p><b>【関係法令】</b>            地方自治法第138条の4第3項及び同法第202条の3第1項            地方自治法施行令第167条の10の2            地方自治法施行規則第12条の4</p> <p><b>【改正趣旨】</b>            三田市新ごみ処理施設整備・運営事業者の選定を進めるにあたり、附属機関として三田市新ごみ処理施設整備・運営事業者選定委員会を設置するため、当該条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p><b>【改正内容】</b>            次のように加える。</p> <table border="1" data-bbox="392 974 1461 1339"> <thead> <tr> <th data-bbox="392 974 603 1061">附属機関の属する執行機関</th> <th data-bbox="609 974 820 1061">附属機関の名称</th> <th data-bbox="826 974 1027 1061">担当事務</th> <th data-bbox="1034 974 1241 1061">委員定数</th> <th data-bbox="1248 974 1461 1061">任期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="392 1070 603 1339">市長</td> <td data-bbox="609 1070 820 1339">三田市新ごみ処理施設整備・運営事業者選定委員会</td> <td data-bbox="826 1070 1027 1339">三田市新ごみ処理施設整備・運営事業に係る事業者の選定についての調査審議</td> <td data-bbox="1034 1070 1241 1339">5人以内</td> <td data-bbox="1248 1070 1461 1339">諮問に係る審議が終了するまで</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【施行期日】</b>            公布の日</p>					附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担当事務	委員定数	任期	市長	三田市新ごみ処理施設整備・運営事業者選定委員会	三田市新ごみ処理施設整備・運営事業に係る事業者の選定についての調査審議	5人以内	諮問に係る審議が終了するまで
附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担当事務	委員定数	任期											
市長	三田市新ごみ処理施設整備・運営事業者選定委員会	三田市新ごみ処理施設整備・運営事業に係る事業者の選定についての調査審議	5人以内	諮問に係る審議が終了するまで											